在宅超重症児(者)等短期入所事業所機器整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 医療的ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)(以下「超重症児(者)等」という。)を介助する家族の精神的負担及び身体的負担の軽減のために実施される短期入所の充実を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所(以下「短期入所事業所」という。)に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象等)

- 第2 補助事業者は、県内の超重症児(者)等の受入れを行う短期入所事業所を設置する法人とする。
- 2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準限度額及び補助率は、別表第 1に掲げるとおりとする。
- 3 補助額は、別表第1の経費区分に応じ、補助基準限度額の欄に掲げる金額と補助対象経費の実支出額から寄 附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に、別表第1に掲げる補助率を乗じて得た額 とする。
- 4 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第3 知事は、補助事業者が設置する事業所が、岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業 実施要綱第5により廃止となった場合は、当該事業所への補助金の交付の決定を取り消すことがある。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15 日以内とする。

(財産の処分の制限及び管理)

- 第5 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過したものは除く。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、この補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の 日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に 係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)これを保存しなければならな い。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第8 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る 消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額 のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分 の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額 の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額を いう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした 場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控 除税額報告書(様式第7号)により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表第1 (第2関係)

経費区分	対象経費	補助基準限度額	補助率
医療型短期入所事業所	超重症児(者)等の受入れ又は		
	受入れの拡充に必要な、次に掲		
	げる機器等の整備に要する費用		
	とする。		
	1 レスピレーター	700 万円	
	2 心電計		
	3 ベッドサイドモニター		2分の1
	4 小児用ベッド		
	5 パルスオキシメーター		
	6 たん吸引器		
	7 その他、知事が必要と認め		
	る機器等		
福祉型短期入所事業所	超重症児(者)等の受入れ又は		
	受入れの拡充に必要な、次に掲		
	げる機器等の整備に要する費用		
	とする。		
	1 小児用ベッド	80 万円	
	2 パルスオキシメーター		
	3 たん吸引器		
	4 その他、知事が必要と認め		
	る機器等		

別表第2(第9関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条	補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める
の規定によ	在宅超重症児(者)等短期入所事業所機器整備費	第2号	1部	
る書類	補助金所要額調書			
	在宅超重症児(者)等短期入所事業所機器整備費	第3号	1部	
	補助金積算内訳書			
	収入支出予算(見込)書	第4号	1部	
規則第6条	補助金変更承認申請書	第6号	1部	別に定める
第1項第1	在宅超重症児(者)等短期入所事業所機器整備費	第2号	1部	
号、第2号及	補助金変更所要額調書			
び第3号の	在宅超重症児(者)等短期入所事業所機器整備費	第3号	1部	
規定により	補助金積算内訳書			
承認を受け	収入支出予算(見込)書	第4号	1部	
る場合の書				
類				

規則第 13 条	補助金請求書	第6号	1 部	別に定める
第1項の規	在宅超重症児(者)等短期入所事業所機器整備費	第2号	1 部	
定による書	補助金精算額調書			
類	在宅超重症児(者)等短期入所事業所機器整備費	第3号	1部	
	補助金精算内訳書			
	収入支出決算(見込)書	第4号	1 部	